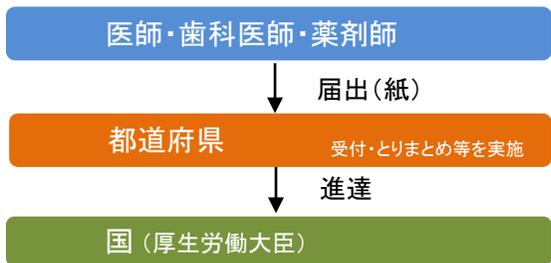


医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出の オンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し

現行

医師法、歯科医師法及び薬剤師法

- 医師、歯科医師及び薬剤師は、2年ごとに、住所、氏名等を住所地の**都道府県を経由**して国に届け出なければならない。
- 届出は主に**紙**で、手交又は郵送により提出される。



支障

医師・歯科医師・薬剤師

届出票に手書きで記入し、郵送等で提出



都道府県

届出票の配布、受付、記載漏れの確認、とりまとめ等の**事務負担が発生**

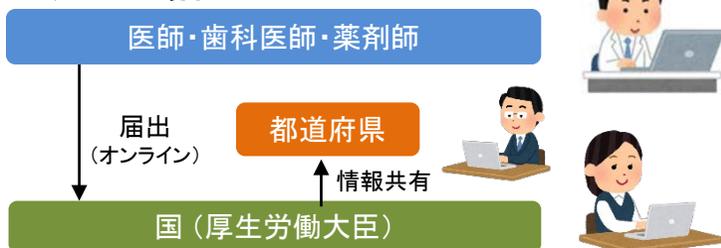


見直し後

- 医療機関等に勤務する医師等の届出を**オンライン化**
- オンラインの場合の**都道府県経由を不要**とし、医師等が直接、国に提出することとする。

※紙での届出の場合は、現行どおり都道府県を経由して行う。

<オンラインの場合>



※令和4年度から見直す方向で検討

効果

医師等／都道府県の双方において、届出に係る作業を効率化又は不要化

事務負担の軽減



【参考】全国の届出数(H30)

・医師 約33万人 ・歯科医師 約10万人 ・薬剤師 約31万人

現
行

マイナンバー法

地方公共団体が行う障害児入所給付費の支給事務等の処理において、療育手帳関係情報は、マイナンバー制度による情報連携の対象ではない。

※身体障害者手帳・精神保健福祉手帳情報についてはマイナンバー情報連携の対象。

支障

➤ 申請の際に療育手帳の提出が必要
(身体障害者手帳・精神保健福祉手帳の場合は不要)

→ 申請者や地方公共団体の**負担**に



見
直
し
後

➤ マイナンバー制度による情報連携の対象に療育手帳関係情報を追加



効果

➤ 療育手帳の提出が不要に

→ 申請者や地方公共団体の**負担軽減**



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における 都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲

現
行

液石法(注1)

○液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した特別法だが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**



支障

○液化石油ガス事業者が、例えば、民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要であり、

- ①都道府県と指定都市間で当該申請等の受付状況について**情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担**となっている。
- ②両法の許可を受ける事業者は、**都道府県及び指定都市の双方に申請しなければならず、利便性を欠く。**

見
直
し
後

○液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲**する。

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長
液石法	・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	都道府県知事 ↓ 指定都市の長 (注2)

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、**行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等**が可能となる。
- ②両法に基づく許可等の申請窓口が一本化されることにより、**事業者の利便性向上**が図られる。



(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)

(注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。